

ID: 403

担当部署: 上下水道局

処分の概要	過料等		
例 規 名 根 拠 条 項	長門市水道給水条例 第48条		
例 規 番 号	平成17年条例第191号		
【根拠条文】 (過料等) 第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処し、損害があったときは、これを賠償させることができる。 (1) 第5条の承認を受けないで給水装置を新設、増設、改造又は撤去した者 (2) 第19条、第35条又は第36条の規定に違反した者 (3) 正当な理由がなく第28条の使用水量の検針、第37条の検査又は第39条の給水の停止を拒み、又は妨げた者 (4) 第32条第1項の給水装置の管理義務を著しく怠った者 (5) 前各号のほか、この条例に違反し、又は虚偽の届出若しくは不正の行為をした者 2 詐欺その他不正の行為により第10条の給水負担金、第25条の料金又は第30条の手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	令和 4 年 2 月 28 日